

第3次湧水町総合計画

基本構想

(令和8年度～令和17年度)

※パブリックコメント後



鹿児島県 湧水町

基本構想

1. 目的と期間

基本構想は、めまぐるしい社会経済環境の変化に的確に対応しながら、持続可能なまちづくりを計画的に進めるため、目標とする将来像を掲げ、その目指すべき方向を示すもので、計画の期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。

2. まちの将来像

恵まれた自然環境の中で、住民が安心・安全で暮らしやすく、芸術文化活動の拠点としての風格ある町として、また、「人の心の美しさ（豊かさ）」と自然をはじめとする「まちの美しさ」を兼ね備え、将来にわたって活気あるまちを目指して将来像を次のとおり設定します。

『人と自然が織りなす芸術のまち 心豊かで伸びゆく美しいまち』

3. 将来人口

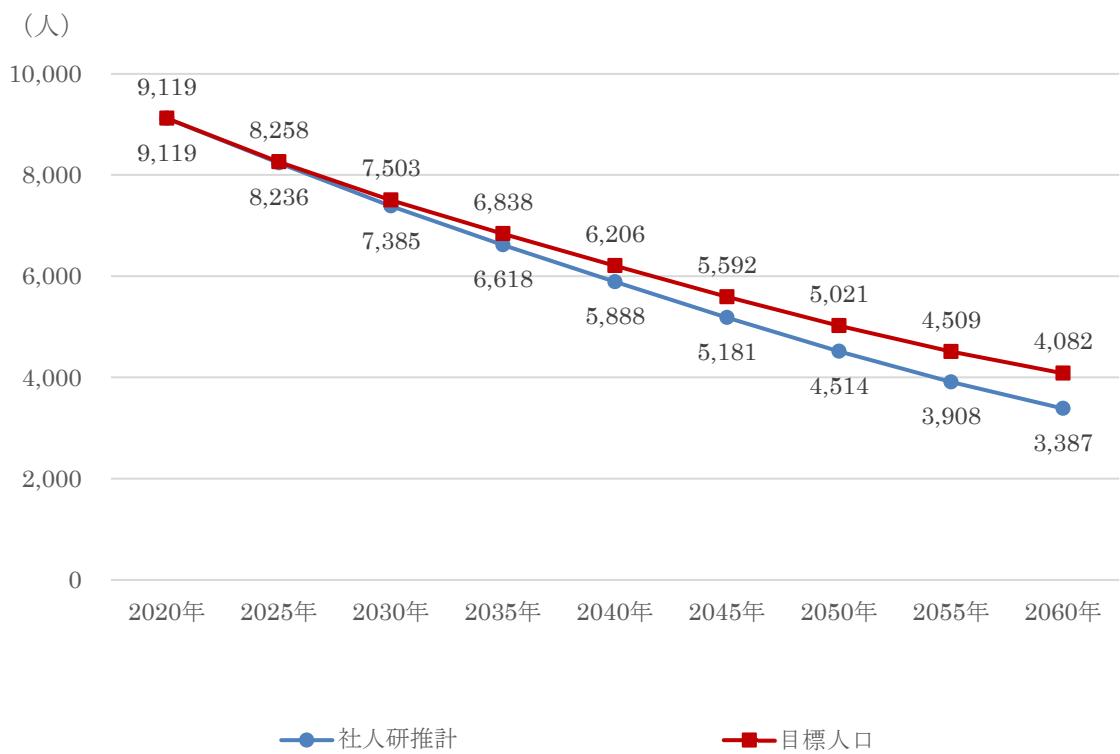
人口は、自然減、社会減が概ね続いている、年少人口及び生産年齢人口の減少、老人人口割合の増加で、将来的により一層の高齢化及び少子化が進み、人口減少が進んでいくものと予測されています。

こうした状況の中で、まちの活力を保つためには、雇用環境の創出や子育て環境の整備、福祉・防災等の充実など、子供から高齢者まで安心して住める町づくりを行うことによって人口減少の抑制に努めることが重要です。

このため、本計画では、雇用環境や子育て環境の確保・充実による若年層の人口流出抑制、医療・福祉、介護サービス等の充実、子育て世代の定住促進を促していきます。

こうした諸施策を進めながら、人口減少を抑制し、進行する人口減少・高齢化社会でも持続可能なまちを目指して、本基本構想の計画期間における目標人口は、湧水町人口ビジョンより、概ね 7,000 人と想定します。

[湧水町の社人研推計と目標人口推移]



年		R2 2020	R7 2025	R12 2030	R17 2035	R22 2040	R27 2045	R32 2050	R37 2055	R42 2060
社人研 推計	0~14歳	890	731	601	503	427	369	312	263	217
	割合	9.8%	8.9%	8.1%	7.6%	7.2%	7.1%	6.9%	6.7%	6.4%
	15~64歳	4,202	3,569	3,116	2,772	2,365	2,022	1,725	1,505	1,322
	割合	46.1%	43.3%	42.2%	41.9%	40.2%	39.0%	38.2%	38.5%	39.0%
	65歳~	4,027	3,937	3,669	3,342	3,096	2,790	2,477	2,140	1,848
	高齢化率	44.2%	47.8%	49.7%	50.5%	52.6%	53.9%	54.9%	54.8%	54.6%
総人口		9,119	8,236	7,385	6,618	5,888	5,181	4,514	3,908	3,387
目標 人口	0~14歳	890	752	669	622	567	536	499	461	420
	割合	9.8%	9.1%	8.9%	9.1%	9.1%	9.6%	9.9%	10.2%	10.3%
	15~64歳	4,202	3,569	3,166	2,874	2,543	2,266	2,045	1,908	1,815
	割合	46.1%	43.2%	42.2%	42.0%	41.0%	40.5%	40.7%	42.3%	44.5%
	65歳~	4,027	3,937	3,669	3,342	3,096	2,790	2,477	2,140	1,848
	高齢化率	44.2%	47.7%	48.9%	48.9%	49.9%	49.9%	49.3%	47.5%	45.3%
総人口		9,119	8,258	7,503	6,838	6,206	5,592	5,021	4,509	4,082

資料) 内閣府地方創生推進室「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データおよびワークシート(令和6年6月版)」より作成

4. まちづくりの基本理念

まちの将来像・目標人口の実現に向け、まちづくりの基本理念として以下の4つを基本とします。

『住民一人ひとりの尊重』

私たち住民の一人ひとりは、他の誰にも代わることのできないかけがえのない存在です。そして、まちはその多様な住民が生活し、かかわり合うことで成り立っています。誰もが自立した個人としての責任を果たし、相互に助け合いながら自分の望む生活を送ることができるように、住民の生命・財産や権利、住民の個性を尊重することをまちづくりの基本とします。

『安心・安全な暮らしの実現』

私たちの毎日の暮らしはそれぞれ異なり、町に求める機能はさまざまです。近年、頻発化・激甚化する自然災害などに備え、快適で楽しく、安心・安全に生活できる施策を展開し、この町に生まれて良かった、住んで良かった、子供たちにも住み続けてほしいと思えるような、真に豊かな暮らしを実現していくことをまちづくりの基本とします。

『持続可能な地域資源の活用』

豊かな、湧水・温泉・景観・歴史・伝統・文化などの地域資源はかけがえのないまちの財産です。豊かな地域資源を持続可能な開発によってまちの活性化に活用するとともに、後世に引継いでいくことをまちづくりの基本とします。

『住民主体のまちづくり』

まちづくりの原動力は、私たち住民一人ひとりがもつ活力です。住民が主役となり、行政および多様な主体と連携・協働することで、住民の活力を最大限発揮し、まちの活性化を図ることをまちづくりの基本とします。

※まちづくりの基本理念を推進するため効果的・効率的な行財政運営を図ります。

国の合併支援策であった地方交付税が段階的に縮減されるなど、財政運営上の課題や、厳しさを増す人口減少、少子・高齢化などに伴う地域の課題解決のため必要な活動等の展開を図り、住民にわかりやすく簡素で効率的な行政運営、健全で安定した財政運営を図ります。

5. まちづくりの基本方針

まちの将来像・目標人口の実現を目指し、まちづくりの基本理念のもと、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「保健福祉」、「生活・社会基盤」、「産業振興」、「教育文化」、「住民参画」の5つの分野の基本方針を定めます。

(1) 誰もが元気で暮らせる、人にやさしいまちづくりの推進

- ・限られた保健・医療・介護・福祉のリソースを活用し、広域的な連携も図りながら、総合的なサービス提供を可能とするためのまちづくりを進めます。
- ・健康に対する意識啓発を強化するとともに、地域住民が自主的に健康づくりに取り組める環境づくりに努め、疾病等の予防や早期治療を促進します。
- ・**若い世代の結婚や出産、子育て環境の充実を図り、子供と親が安心して過ごせる環境づくりを推進します。**
- ・介護予防施策の展開や児童・高齢者・障害者などそれぞれの対象者に対応できる相談機能の強化をはじめとした各種施策の充実とともに、ボランティアなど地域に根付いた活動の支援や住民の協力によるやさしさと思いやりのある福祉ネットワークの構築など、心のつながりを大切にし、地域のみんなで支える、人にやさしいまちづくりに努めます。

(2) 安心で安全、住みやすく魅力あるまちづくりの推進

- ・生活環境の整備については、住民ニーズの高まりや土地利用方針を踏まえ、**子育て世帯や若者世帯なども住みやすく、快適性の確保された公営住宅やゆとりのある宅地の提供に努めます。**
- ・近年増加傾向にある空家の有効活用を促進し、快適な住環境を整備することで移住定住の増加につなげます。
- ・ライフラインの飲料水については、安全で安定した水の供給が図られるように上水道及び簡易水道の整備を図ります。
- ・まちの一体的な治山・治水対策などのハード整備に加え、地域住民相互の助け合いによる持続可能な防災体制や防犯体制づくり、消費者保護対策の強化などにより、安心できる地域社会づくりを進めます。
- ・計画的な維持管理により安全な道路整備等を進め、地域住民の移動手段を維持・確保することで地域活性化につなげます。
- ・恵まれた自然環境を保全するため、住民の協力による循環型社会の形成を目指し、さらに低炭素社会の実現に向けた取組も進めます。また、貴重な動植物の保護・保全や、河川や土壤等の環境汚染防止を充実させるなど、自然生態系の維持を図ります。

(3) 地域資源を生かして、多くの人がにぎわうまちづくりの推進

- ・基幹産業である農林業の振興については、本町の恵まれた自然や立地環境を活かしながら、**新規就農者の確保・育成といった各種支援策等を通じ持続可能な経営を支援します。**
- ・商工・観光業の振興に対しては、商工会等と連携した中小企業支援などによる商工業の活性化や自然・芸術的要素を観光資源とした町独自の観光地づくりを進めます。
- ・商工業振興や起業支援、企業誘致を図り、**若い世代などの雇用の場の確保に取り組みます。**

(4) 芸術や自然を生かしたまち独自の教育・文化の振興

- ・学校教育においては、学校と地域・家庭の連携による地域一体となった教育や生徒の主体的な学習への取組等に加え、ICT等を有効活用するなど、質の高い教育の定着に努めます。
- ・生涯学習については、文化・スポーツ施設等を有効活用し、社会教育活動など多様な学習機会の提供やスポーツに親しむ環境づくり等を推進します。
- ・文化活動については、文化・芸術活動等の振興を通じ、各種イベント等におけるふれあい交流の推進など、まちの一体感の醸成と町内外の交流の活性化のための施策を積極的に進めます。
- ・地域住民に対する人権意識の啓発や男女共同参画の推進を促し、基本的人権がより一層尊重されるまちづくりを進めます。

(5) 住民主体で、行政との協働によるまちづくりの推進

- ・住民が地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる社会の形成を目指し、住民の価値観の多様化に柔軟かつ弾力的に対応するため基本的な方針として住民参加型のまちづくりを目標として掲げます。
- ・住民が質の高い行政サービスを受けられよう、行政運営の質を一層向上していきます。
- ・将来にわたり持続可能な財政運営と、新たなニーズにも的確に対応できる柔軟な財政構造の構築を目指します。

第3次湧水町総合計画基本構想の体系図

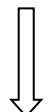
まちの将来像

人と自然が織りなす芸術のまち
心豊かで伸びゆく美しいまち



まちづくりの基本理念

1. 住民一人ひとりの尊重
2. 安心・安全な暮らしの実現
3. 持続可能な地域資源の活用
4. 住民主体のまちづくり



まちづくりの基本方針

- 1 誰もが元気で暮らせる、人にやさしいまちづくりの推進
- 2 安心で安全、住みやすく魅力あるまちづくりの推進
- 3 地域資源を生かして、多くの人がにぎわうまちづくりの推進
- 4 芸術や自然を生かしたまち独自の教育・文化の振興
- 5 住民主体で、行政との協働によるまちづくりの推進

6. 地域核と連携軸

(1) 地域核

吉松駅、栗野駅周辺を地域核として位置づけ、周辺部の発展を先導する機能を整備します。

また、それぞれの地域の自治活動の促進や地域の実情に合った施策の展開を図り、自然、歴史・文化的な成り立ちの違いをそれぞれの個性として踏まえ、地域特性を生かした個性豊かなまちづくりに努めます。

(2) 連携軸

① 広域連携軸

九州縦貫自動車道とJR肥薩線、JR吉都線、国道268号を広域連携軸として位置づけ、鹿児島市や宮崎県、熊本県、また、近接する鹿児島空港を含め、北部九州から全国に広がる広域的な連携・交流を促進する基幹的な軸として、さらに充実強化を図ります。JR肥薩線人吉～吉松間（山線）の早期復旧を目指します。

また、霧島連山を周遊するルートを「環霧島ルート」と位置付け、霧島北部広域農道「ミヤマカリシマロード」、県道103号などとの連携も図り、さらに広域的な展開を図ります。

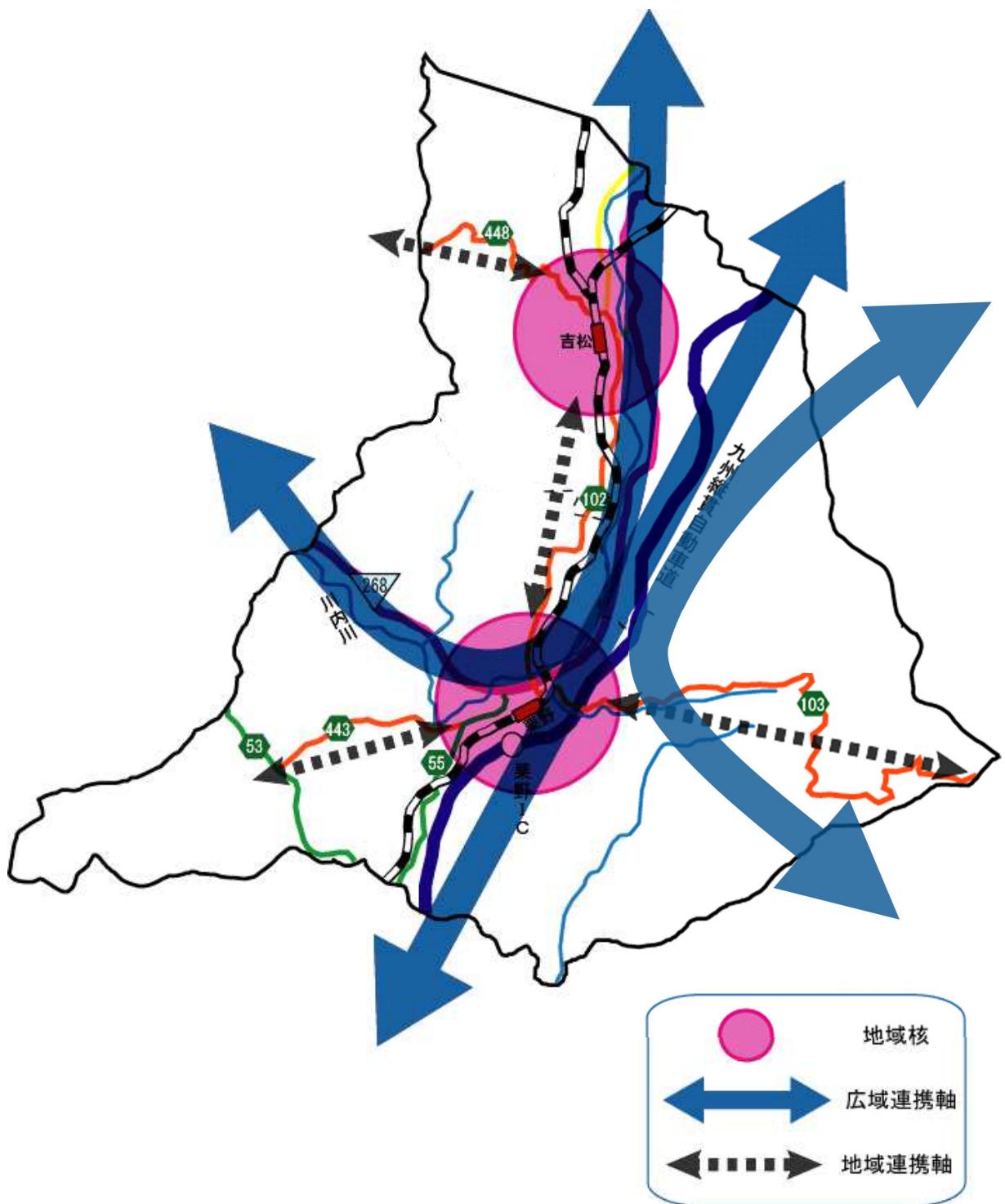
宮崎県えびの市から湧水町内の川内川堤防を基幹ルートとした自転車ネットワーク整備を推進しさらに川内川下流域までを視野に広域的な展開を図ります。

② 地域連携軸

地域核間及び各地域核と周辺部、各地域核と周辺市町を結ぶ主要道路（県道栗野加治木線、県道木場吉松えびの線、県道栗野停車場えびの高原線、県道幸田栗野線、県道菱刈横川線、県道川西菱刈線、町道下場老谷線、農道恒次線）を地域連携軸として位置づけ、この軸の充実強化により、住民の利便性向上と公共施設等の利活用の充実や情報提供の円滑化を図り、町の均衡ある発展に寄与します。

また、この軸を通して歴史的・文化的資源や観光資源の連携・ネットワーク化を図り、地域観光の魅力向上と地域間の人的な交流・連携を促進します。

イメージ図



7. 地域別の振興方針

まちづくりの基本方針に基づき、それぞれの地域の特性や課題等を踏まえ、複数のエリア設定を行い、振興方針と主な取組を示します。

①吉松駅周辺エリア

吉松駅周辺を地域核と位置付け、周辺の整備を進め、新たな地域のシンボルとして活用することにより、交流人口の増加を図ります。

また、骨格をなす道路の整備を図るとともに、活気ある商業地やゆとりある良質な住宅地の形成などを進めます。あわせて、吉松中央公民館を当地域における生涯学習の拠点として整備充実を図ります。

さらに、川内川の改修等を進め、安全で安心な生活交流空間を創造します。

②水と緑の観光・レクリエーションエリア

霧島山麓地域は、災害対策を図りつつ、自然の中で憩い、交流することのできる「水と緑の観光・レクリエーションエリア」の維持・形成を図ります。

また、ウメバチソウ、リンドウなどの山野草の自生地のほか、桜などの花に象徴される池平公園については、四季を感じられる空間を創造します。

③滞在・交流エリア

北西部地域は、良好な泉質を誇る温泉や、周囲の緑豊かな自然環境と交流施設や物産館などを効果的に組み合わせながら、温泉による癒しなどを通して滞在することのできる「滞在・交流エリア」の形成を図ります。

また、大原地区から魚野地区については、温泉・パラグライダーのフライトイアリ・シルバーケアセンターなど、一体的な利活用を図ります。

④栗野駅周辺エリア

栗野駅周辺を地域核と位置付け、土地区画整理事業による面的整備を進め、地域内のアクセス向上を図るとともに、商業集積や美しい街並みづくりなどによるにぎわいのある買い物空間の創出に努めます。あわせて、いきいきセンターくりの郷の活用による交流人口の増大を図るとともに、地域振興に資する土地の有効・高度利用を図ります。

丸池公園は、丸池川と一緒に整備を図り、親水公園としての機能強化を図ります。また、河川防災ステーションの活用により安全で安心な生活空間を創造します。

⑤物流拠点エリア

南部は、雇用の創出を生み出す観点から霧島くりの工業団地の早期完成を促進するとともに、栗野インターチェンジと周辺道路の整備により「物流拠点エリア」

の形成を図ります。

⑥芸術と自然による文化エリア

栗野岳周辺の霧島山麓地域は、栗野岳レクリエーション村、栗野岳ログキャンプ村、霧島アートの森などの交流資源を生かした「芸術と自然による文化エリア」の維持・形成を図ります。

また、霧島錦江湾国立公園の一部を有することや天然記念物に指定されているノハナショウブの自生地もあることから自然保護対策を強化します。

⑦ふるさと交流エリア

西部の平野部から丘陵部地域は、優良な農地を保全するとともに、安全で安心な生活空間を創造します。あわせて、川内川かわまちづくり計画により轟橋周辺や阿波渓谷の整備を行い、九州でも数少ない、まちなかでのカヌーのスラロームコースの利用活用を図り、今後交流人口の増大とウォータースポーツの普及・推進を強化します。

また、国見岳麓に広がる幸田の棚田や国道268号及びサイクリングロード沿いの田園資源等の保全に努めるとともに、棚田ウォーキングや轟地区の桜など自然を生かした各種イベントを振興し「ふるさと交流エリア」の形成を図ります。

